別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

一　南スーダン内の地域において業務を行う場合（二の項㈠に規定する場合を除く。）	一万六千円
二 ㈠　南スーダン内の地域において、派遣先国の政府その他の関係機関と一の項に規定する業務に従事する協力隊の隊員との間の連絡調整に係る業務を行う場合 ㈡　ウガンダ内の地域において業務を行う場合（三の項に規定する場合を除く。）	六千円
三　ウガンダ内の地域において、派遣先国の政府その他の関係機関と二の項㈡に規定する業務に従事する協力隊の隊員との間の連絡調整に係る業務を行う場合	三千円

附　則

この政令は、平成二十九年六月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年二月二十八日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣　岸田　文雄
防衛大臣　稲田　朋美

府令・省令

○内閣府、総務省、経済産業省令第一号

森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）の施行に伴い、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号を次のように改める。

十三　国立研究開発法人森林研究・整備機構

附　則

この命令は、森林法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

省令

○総務省令第十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、就業構造基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

総務大臣　山本　早苗

就業構造基本調査規則の一部を改正する省令

就業構造基本調査規則（昭和五十七年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査事項等） **第六条**　就業構造基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。 一　十五歳以上の世帯員に関する事項 イ～レ　［略］ ソ‖就業理由 ツ‖転職及び追加就業希望に関する事項 ネ‖副業に関する事項 ナ‖新規就業希望に関する事項 ラ‖調査時の一年前の就業状態 ム‖前職に関する事項 ウ‖職業訓練及び自己啓発に関する事項 ヰ‖育児及び介護の状況 ［号の細分を削る。］ 二　［略］ 2　［略］ （調査の方法及び期間） **第十二条**　［略］ 2　前項の規定による調査は、実施年の九月二十三日から翌月二十六日までの間において行う。 （事務の委託） **第十二条の二**　都道府県知事は、次に掲げる施設の区域を区域とする調査区について、第八条第二項の規定により調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。 一　共同住宅又は長屋	（調査事項等） **第六条**　就業構造基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。 一　十五歳以上の世帯員に関する事項 イ～レ　［同上］ ［号の細分を加える。］ ソ‖転職及び追加就業希望に関する事項 ツ‖副業に関する事項 ネ‖新規就業希望に関する事項 ナ‖調査時の一年前の就業状態 ラ‖前職に関する事項 ム‖職業訓練及び自己啓発に関する事項 ウ‖育児及び介護の状況 ヰ‖東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による仕事への影響 二　［同上］ 2　［同上］ （調査の方法及び期間） **第十二条**　［同上］ 2　前項の規定による調査は、実施年の九月二十三日から翌月十五日までの間において行う。 ［条を加える。］